

議案第206号

淀川左岸線（2期）トンネル整備工事－2請負契約の一部変更について

淀川左岸線（2期）トンネル整備工事－2請負契約（令和2年2月21日議決）の一部を次のとおり変更する。

変更後の契約金額	令和2年2月21日議決における 契約金額
13,986,127,100円	9,988,000,000円

令和3年11月26日提出

大阪市長 松井 一郎

説 明

淀川左岸線（2期）トンネル整備工事－2請負契約の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

淀川左岸線（２期）トンネル整備工事－２請負契約締結について

淀川左岸線（２期）トンネル整備工事－２請負契約を次の要項により締結する。

- | | | | |
|---|---------|--|-----------------|
| 1 | 工 事 概 要 | トンネル整備工事
延長 | 一式
1,300メートル |
| 2 | 契約の相手方 | 大阪市西区靱本町 1 丁目11番 7 号
熊谷組・森組特定建設工事共同企業体
構成員 株式会社 熊谷組
株式会社 森組 | |
| 3 | 契 約 金 額 | 9,988,000,000円 | |
| 4 | しゅん工期限 | 令和 7 年 3 月31日 | |
| 5 | 工 事 場 所 | 大阪市北区中津 7 丁目、大淀北 1 丁目及び大淀北 2 丁目 | |

議会の議決に付すべき契約に関する条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格が600,000,000円を超える工事又は製造の請負とする。ただし、既決契約の一部変更（契約金額の2割を超える増減がある場合を除く。）については、この限りでない。